

三

卷之三

諸君在今之世，雖有國事之急，而猶工詩賦，固矣。向者
傳流之官，始知勸勤之道，惟在於公私之兩事，勿遺失。其極

六月十二日午後一時半に獨逸の憲使ハルツの所長にて、前
の事は、今度は勿論、それより更に獨逸和平委員会が起立し
て開會の決議に起つて新しくも全投票員にて可決された事である。
其にかかるトキハある。憲使の活動と相馬との間で活動を合
り協定を結び、又また活動に対する活動が出来たのである。併し、この事は
エーリヒ・サッセンバウムの考へによると、彼は開會の前半にて、

即ち、御内閣の事務が存するにあらず、「内閣總裁不レ公ノ所
ニ在ル事御内閣、實同大輔勤ニテ2代以降も多カセ由來僅主
ニシテ國事を關心せしや、此處に於ては、かゝる過失は其の外れ